

警視庁放水車使用及び取扱細則の制定について

昭和 32 年 10 月 1 日

通達甲(総装装)第 50 号

このたび、別添のとおり訓令甲第 53 号をもつて警視庁放水車使用及び取扱細則が制定され、昭和 32 年 10 月 1 日から施行されることとなつたから、左記事項に留意し実施上あやまりのないようにせられたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 警視庁放水車使用及び取扱規程の制定について(昭和 27 年 5 月 25 日例規(総監)第 52 号)

記

第 1 細則制定の主旨

警視総監訓令の暫定措置に関する規程の廃止にともない警視庁放水車使用及び取扱規程(昭和 27 年 5 月 25 日内訓第 3 号)が昭和 32 年 10 月 1 日をもつて失効となるため、新たに規程が制定されたものである。

第 2 実施上の留意事項

- 1 放水車の使用目的は、従来武器という観念のみであつたが、その主目的は、広範な警察執行務の用途に供するものであつて、いわゆる消火等に用いるはもち論、給水又は散水あるいは人員輸送等にも使用し得られることを考慮し運用上あやまりのないようにすること。
- 2 着色又は着臭剤等を添加して使用する場合は、適確な状況判断のもとに使用し、関係のないものには付着せしめないようにつとめて心掛けること。

参考

放水車使用及び取扱規程

昭和 28 年 4 月 28 日
国警訓第 7 号

第 1 章 総則

第 1 条 放水車の使用及び取扱については、この規程の定めるところによる。

第 2 条 放水車の使用及び取扱については、その構造、性能及び取扱方法を熟知し、絶えず完全な機能を保持するように努めるとともに、使用に際し十分その効果を挙げるよう、平素より訓練に努めなければならない。

第 2 章 保管及び整備

第 3 条 放水車は、必ず車庫に格納し、且つ、放水装置を秘匿するように措置しておかなければならない。

第 4 条 放水車の整備については一般車両と同様の整備を実施するとともに、毎月 1 回以上放水装置の整備及び機能点検を実施しなければならない。

第 5 条 放水車のタンクの内部は、常に清掃しておかなければならない。

第 3 章 使用

第 6 条 放水車は、警察隊長の命令があつた場合に限り使用することができる。

第 7 条 放水車は、警備出動の場合を除き、放水以外の目的のために使用してはならない。

第 8 条 放水は、左の各号の 1 に該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 警察官等職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)第 5 条に定める制止の手段として使用する必要があると認められるとき。

- (2) [警察官等職務執行法](#)第7条に定める事態に際し、同条に規定する限度内で武器として使用する必要があると認められるとき。
- (3) 庁舎等の火災に際し、消火のため使用する必要があると認められるとき。
- (4) 放水の訓練を実施するとき。
- (5) 放水装置の機能点検を実施するとき。

第9条 放水は、使用の現場における最高指揮官の命令によつて行うものとする。

第10条 第8条第1号又は第2号に掲げる放水を行う場合は次の事項を守らなければならない。

- (1) 不注意な使用によつていたずらに世人を刺戟することのないようにすること。
- (2) 第三者に対する影響を最少限度にするように注意すること。
- (3) 使用の旨をあらかじめ警告すること。
- (4) 相手方の退路を考慮すること。
- (5) 放水ノズルの口径、水圧、到達距離及び放水時間相互の関係を考慮し、現場の状況に適応させること。

第4章 報告

第11条 警察隊長は、第8条第1号から第4号までに規定する放水を行つたときは、別記様式により、その状況を国家地方警察本部長官に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和28年4月28日から施行する。

様式省略
